

令和 3 年度介護報酬改定について【総合事業】

※従前の予防訪問介護・予防通所介護相当サービス

I. 地域支援事業の見直しについて

○総合事業の対象者の弾力化

総合事業サービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業（以下「第 1 号事業」という。）の対象者については、要支援者およびチェックリスト該当者（以下「要支援者等」という。）となっていますが、令和 3 年 4 月以降については要支援者等に加えて、**市町村の判断**により「要介護者」についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする旨が示されました。

訪問型サービスおよび通所型サービス（従前の予防訪問介護相当および予防通所介護相当）

北見市における訪問型サービスおよび通所型サービスの利用については、要支援者等が**要介護者と認定された場合も「介護給付」としてサービスを受けていただく**ことで、それまでのサービスを継続して受けられる（**サービス事業所を変更せざるを得ない状況とはならない**）と考えますことから、総合事業の対象者の弾力化は行わないこととします。

○国が定めるサービス価格（単価）の上限の弾力化

総合事業サービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格（単価）については、地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として**市町村が具体的な額を定める**こととしていますが、令和 3 年 4 月以降については上限ではなく、目安とすることとし、市町村においては、国が定める目安の額を勘案して具体的な額とする旨が示されました。

訪問型サービスおよび通所型サービス（従前の予防訪問介護相当および予防通所介護相当）

北見市では、国から示された目安額を用いることとし、北見市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正します。

なお、これまでの取扱い（回数制および月額報酬等の設定等）から**変更はありません**。

○みなし指定期間の終了に伴う対応（サービス種類コードの変更等）

令和 2 年度末をもって「A1（みなし訪問型サービス）」および「A5（みなし通所型サービス）」のサービスコードが完全に使用できなくなりますので、ご注意ください。（令和 3 年 4 月以降は「請求返戻」となります）

※北見市においては、平成 30 年 4 月以降は使用しないコードとなっています。

Ⅱ. サービス価格(単価)について ※詳細については HP に掲載しています。

(令和 3 年 4 月から単価変更、または新設されるものを記載。※単価の変更がないものは記載していません)

○訪問型サービス

	(改定前)	⇒	(改定後)
訪問型独自サービスⅠ	1,172 単位/月	⇒	<u>1,176 単位/月</u>
訪問型独自サービスⅡ	2,342 単位/月	⇒	<u>2,349 単位/月</u>
訪問型独自サービスⅢ	3,715 単位/月	⇒	<u>3,727 単位/月</u>
訪問型独自サービスⅢ日割	122 単位/日	⇒	<u>123 単位/日</u>
訪問型独自サービスⅣ	267 単位/回	⇒	<u>268 単位/回</u>
訪問型独自サービスⅤ	271 単位/回	⇒	<u>272 単位/回</u>
訪問型独自サービスⅥ	286 単位/回	⇒	<u>287 単位/回</u>
訪問型独自短時間サービス	166 単位/回	⇒	<u>167 単位/回</u>
訪問型独自サービス同一建物減算	(新 設)	⇒	<u>所定単位数の 10%減算/月</u>
新型コロナウイルス感染症への対応	(新 設)	⇒	<u>所定単位数の 0.1%加算/月</u>

(令和 3 年 9 月末まで)

○通所型サービス

	(改定前)	⇒	(改定後)
通所型独自サービス1	1,655 単位/月	⇒	<u>1,672 単位/月</u>
通所型独自サービス1日割	54 単位/日	⇒	<u>55 単位/日</u>
通所型独自サービス2	3,393 単位/月	⇒	<u>3,428 単位/月</u>
通所型独自サービス2日割	112 単位/日	⇒	<u>113 単位/日</u>
通所型独自サービス1回数	380 単位/回	⇒	<u>384 単位/回</u>
通所型独自サービス2回数	391 単位/回	⇒	<u>395 単位/回</u>
通所型独自サービス21	1,323 単位/月	⇒	<u>1,337 単位/月</u>
通所型独自サービス22	2,713 単位/月	⇒	<u>2,741 単位/月</u>
通所型独自サービス22日割	89 単位/日	⇒	<u>90 単位/日</u>
通所型独自サービス21回数	330 単位/回	⇒	<u>333 単位/回</u>
通所型独自サービス22回数	339 単位/回	⇒	<u>342 単位/回</u>
通所型独自サービス栄養アセスメント加算	(新 設)	⇒	<u>50 単位/月</u>
通所型独自サービス栄養改善加算	150 単位/月	⇒	<u>200 単位/月</u>
通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	(新 設)	⇒	<u>160 単位/月</u>
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	(新 設)	⇒	<u>88 単位/月</u>
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2	(新 設)	⇒	<u>176 単位/月</u>
通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(新 設)	⇒	<u>100 単位/月(3月に1回まで)</u>
通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	(新 設)	⇒	<u>20 単位/回(6月に1回まで)</u>
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	(新 設)	⇒	<u>40 単位/月</u>
新型コロナウイルス感染症への対応	(新 設)	⇒	<u>所定単位数の 0.1%加算/月</u>

(令和 3 年 9 月末まで)

○介護予防ケアマネジメント費

○介護予防支援の充実

介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。

介護予防支援

<改定後>

委託連携加算 300単位/月 (新設)

※利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定。

○全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に 0.1% 上乗せする。

小数点以下の端数処理（四捨五入）の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定を行うことが示されたことから、本上乗せ分を加味した下記の合成単位数を用いて算定する。

【留意点】

下記の単位数については、新型コロナウイルス感染症への対応として、上乗せ分の加算を含めたものです。そのため、これまでのサービスコード「1001」～「2106」は、10月以降(上乗せ分なし)に使用するコードとなり、4月から9月までは、新たに設定したサービスコード「3001」～「4106」を使用することとなりますので、請求事務を行う際は十分ご注意ください。(10月以前に「1001」～「2106」を使用すると請求が返戻となります)

「サービスコード(AF)」・ サービス内容略称	(改定前)	(改定後)
「3001」 ケアマネA・ <u>コロナ対応</u>	431 単位/月	⇒ <u>439 単位/月</u>
「3002」 ケアマネA・初回・ <u>コロナ対応</u>	731 単位/月	⇒ <u>739 単位/月</u>
「3005」 ケアマネA・ <u>委託</u> ・ <u>コロナ対応</u>	731 単位/月	⇒ <u>739 単位/月</u>
「3006」 ケアマネA・初回・ <u>委託</u> ・ <u>コロナ対応</u>	1,031 単位/月	⇒ <u>1,039 単位/月</u>
「3101」 ケアマネB・ <u>コロナ対応</u>	216 単位/月	⇒ <u>220 単位/月</u>
「3102」 ケアマネB・初回・ <u>コロナ対応</u>	516 単位/月	⇒ <u>520 単位/月</u>
「3105」 ケアマネB・ <u>委託</u> ・ <u>コロナ対応</u>	516 単位/月	⇒ <u>520 単位/月</u>
「3106」 ケアマネB・初回・ <u>委託</u> ・ <u>コロナ対応</u>	816 単位/月	⇒ <u>820 単位/月</u>

「サービスコード(AF)」・ サービス内容略称	(改定前)	(改定後)
「4001」 ケアマネA(通常)・ <u>コロナ対応</u>	431 単位/月	⇒ <u>439 単位/月</u>
「4002」 ケアマネA・初回(通常)・ <u>コロナ対応</u>	731 単位/月	⇒ <u>739 単位/月</u>
「4005」 ケアマネA・ <u>委託</u> (通常)・ <u>コロナ対応</u>	731 単位/月	⇒ <u>739 単位/月</u>
「4006」 ケアマネA・初回・ <u>委託</u> (通常)・ <u>コロナ対応</u>	1,031 単位/月	⇒ <u>1,039 単位/月</u>
「4101」 ケアマネB(通常)・ <u>コロナ対応</u>	216 単位/月	⇒ <u>220 単位/月</u>
「4102」 ケアマネB・初回(通常)・ <u>コロナ対応</u>	516 単位/月	⇒ <u>520 単位/月</u>
「4105」 ケアマネB・ <u>委託</u> (通常)・ <u>コロナ対応</u>	516 単位/月	⇒ <u>520 単位/月</u>
「4106」 ケアマネB・初回・ <u>委託</u> (通常)・ <u>コロナ対応</u>	816 単位/月	⇒ <u>820 単位/月</u>

※上記、各サービス価格(単価)については、現時点での案として、国から示されているものであり、今後、国が示す目安によって変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

※事業所マスタおよびサービスコード表については、疑義照会等を行っており、検討中となっておりますので、準備が整い次第、HP等で周知する予定ですので、今しばらくお待ちください。

Ⅲ. 同一建物減算の適用を受ける場合の算定方法について

○訪問型サービス

これまで、同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合、合成コード(基本報酬単位数と同一建物減算分の単位数を合算したもの)を使用し、国保連合会へ請求する運用となっていました。令和3年度報酬改定により、令和3年4月提供分からは、基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードを別々に算定し、**同一建物減算については「区分支給限度基準額管理対象外単位数」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる**こととなります。

※このことに伴い、同一減算が適用された場合に**これまで使用していた合成コードは、令和3年4月以降は使用できなくなります**ので、請求事務の際はご注意ください。

(算定例)

令和3年3月まで	A2 1114 訪問型独自サービスⅠ・同一	1,055単位/月(減算適用後)
	↓	
令和3年4月以降	A2 1111 訪問型独自サービスⅠ	1,176単位/月(減算適用前)
	A2 6001 訪問型独自サービス同一建物減算	所定単位数の10%減算/月
		→ $1,176 \times 0.1 = 117.6$ (118単位/月 減算)

○通所型サービス

令和3年度報酬改定により、令和3年4月提供分から通所系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理について、**当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる**こととなり、**総合事業における通所型サービスにつきましても、上記取扱いを準用する**こととなる見込みです(※)。

これまででは同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合、合成コード(基本報酬単位数と同一建物減算分の単位数を合算したもの)を使用し、国保連合会への請求を可能とする運用を行っていましたが、上記の取扱いの変更に伴い、令和3年4月提供分からは、基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードを別々に算定し、**同一建物減算については「区分支給限度基準額管理対象外単位数」と**なります。このことに伴い、同一建物減算が適用された場合に**これまで使用していた合成コードは、令和3年4月以降は使用できなくなる予定**ですので、請求事務の際はご注意ください(※)。

(算定例)

令和3年3月まで	A6 1311 通所型独自サービス31	1,279単位/月(減算適用後)
	↓	
令和3年4月以降	A6 1111 通所型独自サービス1	1,672単位/月(減算適用前)
	A6 6105 通所型独自サービス同一建物減算1	376単位減算/月

(※)通所型サービスにおける同一建物減算の算定について

上記取扱いについては、**国から示された算定構造では「1月につき」における同一建物減算用のサービスコードしか示されておらず、「回数(1回につき)」および「日割(1日につき)」における同一建物減算用のサービスコードが設計されていない状況**です。このことについて、現在北海道国保連合会等に**疑義照会を行っている**ところであり、回答が来次第早急にご連絡いたしますので、サービスコード表および事業所用マスタについては、大変ご迷惑をお掛けしておりますが、今しばらくお待ちいただくようご協力の程、宜しくお願いします。

～以下、平成30年度報酬改定における改正内容(参考資料)～

《各種の訪問系サービス》

- 訪問系サービスにおける同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受けない者との公平性の観点から、当該減算について区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額を計算する際には、**減算前の単位数を用いる**こととする。

(参考)有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について(抜粋)

(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

＜会計検査院が表示する意見(抜粋)＞

- 介護給付費の算定に当たり、**限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにする**ために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

